

憩いホーム緑町デイサービス
地域密着型通所介護重要事項説明書
 (通所型サービス(第1号通所事業)重要事項説明書)

令和8年6月1日現在

1. 施設の概要

(1) サービスの提供等

運営主体	社会福祉法人 正寿福祉会
代表者	理事長 河西 正傳
施設名	憩いホーム緑町 デイサービス
開設年月日	平成24年4月1日
所在地	山梨県甲府市若松町4番15号
電話・FAX番号	055-269-7808 ・ 055-269-7885
施設長	山口 健太
介護保険施設指定番号	1970103352

(2) 事業所の目的と運営方針

① 目的

指定通所介護の事業は、要支援または要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

② 運営方針

- (一) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- (二) 利用者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- (三) 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- (四) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行い、その改善を図っていく。
- (五) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

(3) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1人		施設全体の管理を行うとともに利用者ごとの介護計画を立案
生活相談員	1人		利用者及び利用者の家族等の生活全般の相談に対応
看護職員	2人	1人	利用者の健康管理、処置及び看護業務全般 緊急時の対応並びに医師への連絡報告
介護職員	2人以上		管理者、看護師の指揮監督に従い、利用者の健康増進及び自立の向上のための介護業務全般
機能訓練指導員	1人以上	1人	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(4) 営業日・営業時間

- ① 営業日： 月曜日から金曜日（国民の祝日は営業）
- ② 営業時間： 8時00分～21時00分
- ③ サービス提供時間： 9時00分～17時00分
- ④ 延長時間： 17時00分～21時00分

(5) 利用定員

18名

2. 利用料金及び支払方法

(1) 要介護の方

【介護保険料】

	介護度	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満
介護保険通所 介護サービス費	要介護1	416/日	436/日	657/日
	要介護2	478/日	501/日	776/日
	要介護3	540/日	566/日	896/日
	要介護4	600/日	629/日	1,013/日
	要介護5	663/日	695/日	1,134/日

	介護度	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
介護保険通所 介護サービス費	要介護1	678/日	753/日
	要介護2	801/日	890/日
	要介護3	925/日	1,032/日
	要介護4	1,049/日	1,172/日
	要介護5	1,172/日	1,312/日

加算一覧		
若年性認知症利用者受入加算		60/日
サービス体制強化加算Ⅰ		22/日
入浴介助加算	(Ⅰ)	40/日
	(Ⅱ)	55/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ□		12.7%（1月につき）

※上記の数字は介護保険の単位数となっており、上記の数字に10.14円（地域区分で決められている一単位の金額）を掛けた数字が介護保険の10割の金額となります。介護負担割合証に記載のある負担分（1～3割）がご利用者様の請求となります。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ□については、所定単位数に12.7%を乗じた単位数（1ヶ月につき）

自己負担金額（税別表記）

①昼食代	600円
②おやつ代	50円
③理美容大（カット）	2000円/回
④教養娯楽費	50円/日
⑤通常の実施区域を越えた地点から1km当たり	50円/回
⑥おむつ代	使用種類により金額が異なります。
⑦行事費	実費
⑧おやつレク費	実費

※昼食代は税込み価格

（2）第一号通所の方

【介護保険料】

介護度	基本料金	生活機能向上グループ活動加算	計
総合事業対象者 要支援 1	1798/月	なし	1798/月
要支援 2	3621/月	なし	3621/月

加算一覧			
若年性認知症利用者受入加算		240/月	
サービス体制強化加算Ⅰ	要支援 1	88/月	
	要支援 2	176/月	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ□		12.7%（1月につき）	

※上記の数字は介護保険の単位数となっており、上記の数字に10.14円（地域区分で決められている一単位の金額）を掛けた数字が介護保険の10割の金額となります。介護負担割合証に記載のある負担分（1～3割）がご利用者様の請求となります。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ□については、所定単位数に12.7%を乗じた単位数（1ヶ月につき）

自己負担金額（税別表記）

①昼食代	600円
②おやつ代	50円
③理美容大（カット）	2000円/回
④教養娯楽費	50円/日
⑤通常の実施区域を越えた地点から1km当たり	50円/回
⑥おむつ代	使用種類により金額が異なります。
⑦行事費	実費
⑧おやつレク費	実費

※昼食代は税込み価格

(3) 支払方法

当月分の利用合計料金の請求書及び明細書を、翌月の10日頃までに利用者及び保証人が指定する送付先に送付し、利用者及び保証人が指定する銀行口座から翌月25日に自動振替にて口座引き落としします。尚、引き落とし手数料は自己負担とします。また、ご希望により現金払い、振込もお受けいたします。

3. サービス内容

(1) 通所介護計画の立案

(2) 食事

(3) 入浴（一般浴槽のほか入浴介助を要する利用者には特別浴槽で対応いたします。併設施設ショートステイと共用浴槽になります。）

(4) 健康チェックなど看護業務

(5) 介護全般

(6) 機能訓練

(7) 相談援助サービス

4. 実施地域

・甲府市全域

5. 協力医療機関等

当事業所は利用者の状態が急変した場合、下記の医療機関に協力をいただき速やかに対応します。

嘱託医 西野医院（副院長 西野顕久）

住 所 山梨県中央市山之神2389-1

尚、緊急時の場合は、あらかじめ契約時に指定された連絡先に連絡します。

6. 事業所の利用に当たっての留意事項

(1) 設備及び備品等：設備や備品等は大切に扱ってください。

(2) 飲酒及び喫煙：施設内での飲酒、喫煙はご遠慮戴きます。

(3) 金銭及び貴重品：金銭、貴重品は極力持ち込まないようお願いします。

(4) 宗教活動：個人的なお祈りは自由ですが、鉦、太鼓、大声など他の方にご迷惑になるようなことはご遠慮ください。

(5) 所持品及び備品：所持品、備品等の持ち込みは、ご相談に応じます。

(6) 利用中止の連絡：利用日当日の利用中止の連絡は、午前7時30分までをお願いします。

連絡が午前8時を過ぎますと、利用は中止となりましても昼食代は発生しません。

7. 非常災害対策

(1) 自動火災報知設備、拡声(非常放送)設備、消火器、排煙窓、誘導灯、非常用照明器具等を設置

(2) 防災訓練：年2回

8. 介護事故発生時の対応及び防止等

- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じます。
- (2) 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して執った処置を記録します。
- (3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底いたします。
- (5) 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを裁定するとともに定期的な研修を行います。

9. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して過ごして頂けるよう、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. カスタマーハラスメントの禁止

利用者及びその家族その他関係者は、当施設の職員に対して、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 暴力、威嚇、脅迫、威圧的な言動
- (2) 職員の人格や尊厳を傷つける侮辱的又は差別的な言動
- (3) 長時間にわたり、又は執拗に繰り返される不当な要求や苦情
- (4) 合理的な範囲を超える過度なサービス提供の要求
- (5) その他、当施設が社会通念上不適切であると判断する行為

11. 措置

前項の規定に違反する行為があった場合、当施設は次の措置を講ずることができる。

- (1) 当該行為の中止を求める警告
- (2) 改善を求める面談又は書面による要請
- (3) サービス提供体制の変更、制限その他必要な措置
- (4) 行為が改善されず、施設運営又は職員の安全に重大な支障を及ぼす場合には、本契約を解除することができる。

12. 正当な苦情の取扱い

本項は、利用者及びその家族による正当な意見、要望又は苦情の表明を妨げるものではない。

13. 要望及び苦情等の相談

通所介護に関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情」とします）については、下記の窓口にて対応します。

(1) 施設の苦情窓口

苦情受付担当者 : デイサービス生活相談員 竹下祥太
苦情解決責任者 : デイサービス管理者 山口健太
受付時間 : 8時00分～19時00分（休業日を除く）
電話番号 : 055-269-7808

(2) 苦情対応の基本的手順

①苦情の受付 ②苦情内容の確認 ③苦情解決責任者への報告 ④苦情解決に向けた対応の実施 ⑤原因究明 ⑥再発防止、改善の措置 ⑦苦情解決責任者への最終報告

(3) 施設以外の苦情相談窓口

○ 市町村 各市町村介護保険担当窓口

・甲府市長寿介護課 055(237)5473
・笛吹市介護保険担当 055(261)1903
・中央市介護保険担当 055(274)8556
・昭和町介護保険担当 055(275)8785

○ 国民健康保険団体連合会

・苦情相談窓口 055(223)2119

14. 第三者評価の実施状況

・未実施

以上、通所介護の提供にあたり、上記の通り重要事項及び個人情報使用等について、説明しました。尚、本書は契約締結の際には了承、契約書の別紙(一部)となることをご了承ください。

令和 年 月 日

事業者 住 所 山梨県甲府市若松町4番15号

電 話 055-269-7808

事業者名称 社会福祉法人 正寿福社会

代 表 者 理事長 河西 正傳

事業所 住 所 山梨県甲府市若松町4番15号

電 話 055-269-7808

事業所名称 憩いホーム緑町デイサービス

施 設 長 山口 健太

サービス提供にあたり、重要事項説明書等により重要事項の説明を受けました。

説明同意者氏名

印

憩いホーム緑町デイサービス

説明者氏名

竹下 祥太

印